

改正後	現行
<p>I 福祉サービスの基本方針と組織</p> <p>I-1 理念・基本方針</p> <p>I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</p> <p>II I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○保育は、個人の尊厳の保持を旨とし、子どもの心身の健やかな育成、その有する能力に応じ自立した日常生活を支援するものとして、良質かつ適切であることを基本的理念としています。</p> <p>○法人、保育所には、子ども一人ひとりの意向を十分に尊重して、その自己決定・自己実現が図られるよう子どもの権利擁護を基礎にした事業経営、保育の提供が求められます。</p> <p>【理念と基本方針】 (略)</p> <p>【職員の理解】 (略)</p> <p>【保護者等への周知】 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○複数の施設・事業を運営する法人の場合には、法人の理念にもとづき、各福祉施設・事業所の実情に応じて福祉施設・事業所ごとに理念を掲げていても構いません。</p> <p>○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。</p>	<p>I 福祉サービスの基本方針と組織</p> <p>I-1 理念・基本方針</p> <p>I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</p> <p>II I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、子どもの心身の健やかな育成、その有する能力に応じ自立した日常生活を支援するものとして、良質かつ適切であることを基本的理念としています。</p> <p>○法人、保育所には、子ども一人ひとりの意向を十分に尊重して、その自己決定・自己実現が図られるよう子どもの権利擁護を基礎にした事業経営、福祉サービスの提供が求められます。</p> <p>【理念と基本方針】 (略)</p> <p>【職員の理解】 (略)</p> <p>【保護者等への周知】 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○複数の施設・事業を運営する法人の場合には、法人の理念にもとづき、各福祉施設・事業所の実情に応じて福祉施設・事業所ごとに理念を掲げていても構いません。</p> <p>○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。</p>

改正後	現行
<p>○保育所によっては「基本方針」を単年度の事業計画における「重点事項」としている場合がありますが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したものととして「基本方針」を位置づけています。</p> <p>○職員への周知については、訪問調査において保育所として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。</p> <p>○保護者等^②の周知については、訪問調査において保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取します。また、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。保護者等に対しては、職員に対する方法とは違った工夫も求められます。</p> <p>○理念、基本方針が明文化されていない場合は「c」評価とします。</p> <p>○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに保育が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「c」評価とします。</p> <p>《注》 (略)</p> <p>I-2 経営状況の把握</p> <p>I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</p> <p><u>② I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○保育所においては、事業の将来性や継続性を見通しながら、子どもに良質かつ安心・安全な保育の提供に努めることが求められます。</p> <p>○社会福祉事業全体の動向、保育所が位置する地域での福祉に対する需要の動向、子どもの数・利用者(子</p>	<p>○保育所によっては「基本方針」を単年度の事業計画における「重点事項」としている場合がありますが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したものととして「基本方針」を位置づけています。</p> <p>○職員への周知については、訪問調査において保育所として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。</p> <p>○保護者等[△]の周知については、訪問調査において保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取します。また、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。保護者等に対しては、職員に対する方法とは違った工夫も求められます。</p> <p>○理念、基本方針^{のいずれか}が明文化されていない場合は「c」評価とします。</p> <p>○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに保育が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「c」評価とします。</p> <p>《注》 (略)</p> <p>I-2 経営状況の把握</p> <p>I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</p> <p><u>② I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○保育所においては、事業の将来性や継続性を見通しながら、子どもに良質かつ安心・安全な保育の提供に努めることが求められます。</p> <p>○社会福祉事業全体の動向、保育所が位置する地域での福祉に対する需要の動向、子どもの数・利用者(子</p>

改正後	現行
<p>ども・保護者)像の変化、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータ等は、事業経営を長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報となります。</p> <p>○保育所の経営状況について定期的に分析しておくことも、事業経営の安定性や将来展望を描くうえで欠かせません。保育内容や組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析を適切に行うことが求められます。</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況、また保育所における経営状況の分析状況について、具体的な資料等を確認します。</p> <p>○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。</p> <p>○事業経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した事業経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。</p> <p>3 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○2 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。</p> <p>○経営状況の把握・分析は、組織として確立されたうえで実施される必要があります。経営者や施設長が個人的に行っているだけでは、組織としての取組として位置づけることはできません。</p> <p>○経営状況や経営課題については、役員（理事・監事等）間での共有がなされていることはもとより、職員に周知されていることが、経営課題の解決や改善等に向けての前提条件となります。</p>	<p>ども・保護者)像の変化、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータ等は、事業経営を長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報となります。</p> <p>○保育所の経営状況について定期的に分析しておくことも、事業経営の安定性や将来展望を描くうえでも欠かせません。保育内容や組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析を適切に行うことが求められます。</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況、また保育所における経営状況の分析状況について、具体的な資料等を確認します。</p> <p>○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。</p> <p>○事業経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した事業経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。</p> <p>3 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。</p> <p>○経営状況の把握・分析は、組織として確立されたうえで実施される必要があります。経営者や施設長が個人的に行っているだけでは、組織としての取組として位置づけることはできません。</p> <p>○経営状況や経営課題については、役員（理事・監事等）間での共有がなされていることはもとより、職員に周知されていることが、経営課題の解決や改善等に向けての前提条件となります。</p>

改正後	現行
<p>(3) 評価の留意点</p> <p>○経営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定したりするなど、組織的な取組が必要であるという観点で評価を行います。</p> <p>○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。</p> <p>○評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、役員間での共有や職員への周知の方法、改善へ向けての仕組みなど、具体的な内容について聴取を行います。</p> <p>○経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 (2) I-2-(1)-①が「c」評価の場合) は、「c」評価とします。</p> <p>○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、(4) I-3-(1)-①で評価します。</p> <p>I-3 事業計画の策定</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</p> <p>(4) I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。</p> <p>b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。</p> <p>c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。</p> </div> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(略)</p> <p>(5) I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】</p> <p>(略)</p> </div>	<p>(3) 評価の留意点</p> <p>○経営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定したりするなど、組織的な取組が必要であるという観点で評価を行います。</p> <p>○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。</p> <p>○評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、役員間での共有や職員への周知の方法、改善へ向けての仕組みなど、具体的な内容について聴取を行います。</p> <p>○経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 (I-2-(1)-①が「c」評価の場合) は、「c」評価とします。</p> <p>○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、I-3-(1)-①で評価します。</p> <p>I-3 事業計画の策定</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</p> <p>(4) I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。</p> <p>b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分でない。</p> <p>c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。</p> </div> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(略)</p> <p>(5) I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】</p> <p>(略)</p> </div>

改正後	現行
<p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 ○評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について施設長から聴取して確認します。</p> <p>○中・長期計画が反映されていても、内容が十分ではない場合は「b」評価とします。</p> <p>○中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のいずれかのみ反映している場合は「b」評価とします。</p> <p>○中・長期計画が策定されていない場合 (4 I-3-(1)-①が「c評価」の場合) は、「c」評価とします。</p> <p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。 (略)</p> <p>I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組 (略)</p> <p>II 組織の運営管理</p> <p>II-1 管理者の責任とリーダーシップ (略)</p> <p>II-2 福祉人材の確保・育成</p> <p>II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p> <p>13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。 (略)</p> <p>14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 ○評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について施設長から聴取して確認します。</p> <p>○中・長期計画が反映されていても、内容が十分ではない場合は「b」評価とします。</p> <p>○中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のいずれかのみ反映している場合は「b」評価とします。</p> <p>○中・長期計画が策定されていない場合 (I-3-(1)-①が「c評価」の場合) は、「c」評価とします。</p> <p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。 (略)</p> <p>I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組 (略)</p> <p>II 組織の運営管理</p> <p>II-1 管理者の責任とリーダーシップ (略)</p> <p>II-2 福祉人材の確保・育成</p> <p>II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p> <p>13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。 (略)</p> <p>14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 (略)</p>

改正後	現行
<p>15 <u>II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○評価方法は、総合的な人事管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、人事管理に関わる規程（基準）等については、書面で確認します。</p> <p>○小規模な保育所については、保育所の規模や職員体制等を勘案し、その実施状況を評価します。また、大規模法人（複数福祉施設・事業所を運営する法人）における総合的な人事管理制度や人事管理モデルを一様に当てはめて、小規模な保育所を評価するものではありません。</p> <p>○職員の育成における、目標管理制度については 17 II-2-(3)-①、教育・研修制度については 18 II-2-(3)-②、19 <u>II-2-(3)-③</u>で評価します。</p> <p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。 (略)</p> <p>II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p> <p>17 <u>II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</u> (略)</p> <p>18 <u>II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p>	<p>15 <u>II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○評価方法は、総合的な人事管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、人事管理に関わる規程（基準）等については、書面で確認します。</p> <p>○小規模な保育所については、保育所の規模や職員体制等を勘案し、その実施状況を評価します。また、大規模法人（複数福祉施設・事業所を運営する法人）における総合的な人事管理制度や人事管理モデルを一様に当てはめて、小規模な保育所を評価するものではありません。</p> <p>○職員の育成における、目標管理制度についてはII-2-(3)-①、教育・研修制度についてはII-2-(3)-②、③で評価します。</p> <p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。 (略)</p> <p>II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p> <p>17 <u>II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</u> (略)</p> <p>18 <u>II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育・研修は、基本的考え方等を明確にし、計画的に実施される必要があります。 ○保育の質の向上のために保育所が定めた目標とその目標達成に向けた事業計画と職員の研修計画が整合していることが必要です。 ○職員の教育・研修に関する基本方針や計画は、概略的なものではなく、具体的な知識、技術の内容・水準や専門資格の取得といった点から明確にしたものであることを求めています。 ○基本方針や計画にもとづいて、教育・研修が適切に実施されていることが必要です。 ○また、教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画の策定に反映することが必要です。 <p>(3) 評価の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所が必要とする職員の知識・技術や専門資格について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が明文化されているか確認します。 ○年度ごとに関連性・継続性のない研修の開催や外部研修への参加、あるいは職員の希望だけを尊重した研修計画は、保育の質の向上に対する取組の一環と位置づけることはできません。保育所として目的を明確にし、体系化された研修計画が策定される必要があります。 ○保育所が実施する保育全体の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員の他、派遣契約職員や臨時職員等、すべての職員についての教育・研修を対象とします。 ○法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして保育所の取組を評価します。 <p>(保育所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門資格には、保育士や社会福祉士など福祉に関わる国家資格、幼稚園の教員免許のみならず、保育・子育て支援の質の向上に資する資格・免許、認定資格等を含みます。19 II-2-(3)-③も同様です。 <p>19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。 (略)</p> <p>II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>	<p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育・研修は、基本的考え方等を明確にし、計画的に実施される必要があります。 ○保育の質の向上のために保育所が定めた目標とその目標達成に向けた事業計画と職員の研修計画が整合していることが必要です。 ○職員の教育・研修に関する基本方針や計画は、概略的なものではなく、具体的な知識、技術の内容・水準や専門資格の取得といった点から明確にしたものであることを求めています。 ○基本方針や計画にもとづいて、教育・研修が適切に実施されていることが必要です。 ○また、教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定に反映することが必要です。 <p>(3) 評価の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所が必要とする職員の知識・技術や専門資格について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が明文化されているか確認します。 ○年度ごとに関連性・継続性のない研修の開催や外部研修への参加、あるいは職員の希望だけを尊重した研修計画は、保育の質の向上に対する取組の一環と位置づけることはできません。保育所として目的を明確にし、体系化された研修計画が策定される必要があります。 ○保育所が実施する保育全体の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員の他、派遣契約職員や臨時職員等、すべての職員についての教育・研修を対象とします。 ○法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして保育所の取組を評価します。 <p>(保育所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門資格には、保育士や社会福祉士など福祉に関わる国家資格、幼稚園の教員免許のみならず、保育・子育て支援の質の向上に資する資格・免許、認定資格等を含みます。II-2-(3)-③も同様です。 <p>19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。 (略)</p> <p>II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>

改正後	現行
<p>20 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○福祉の人材を育成すること、また、保育に関わる専門職の研修・育成への協力は、保育所の社会的責務の一つです。地域の特性や事業所の種別、規模等、状況によって異なりますが、保育所としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備され、効果的な研修・育成や受入が行われている必要があります。</p> <p>○実習生等は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、よりきめ細やかな子ども・保護者への配慮が求められます。「実習生等」とは、保育士資格取得のために受け入れる実習生、看護師や保健師等の福祉サービスに<u>関</u>わる専門職、学生等のインターン研修、司法関係の教育研修、子育て支援員（見学実習）等の幅広い人材をいいます。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>II-3 運営の透明性の確保</p> <p>II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p> <p>21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>20 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○福祉の人材を育成すること、また、保育に関わる専門職の研修・育成への協力は、保育所の社会的責務の一つです。地域の特性や事業所の種別、規模等、状況によって異なりますが、保育所としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備され、効果的な研修・育成や受入が行われている必要があります。</p> <p>○実習生等は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、よりきめ細やかな子ども・保護者への配慮が求められます。「実習生等」とは、保育士資格取得のために受け入れる実習生、看護師や保健師等の福祉サービスに<u>関</u>わる専門職、学生等のインターン研修、司法関係の教育研修、子育て支援員（見学実習）等の幅広い人材をいいます。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>II-3 運営の透明性の確保</p> <p>II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p> <p>21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>

改正後	現行
<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 ○評価方法は、保育所のホームページ、広報誌やパンフレット等により確認します。</p> <p>○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」(26、27)で評価する事項が適切に公表されているか確認します。</p> <p>22 Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 (略)</p> <p>Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献</p> <p>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。 (略)</p> <p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p> <p>25 Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 ○社会資源の把握状況や関係機関・団体との連携に関する定期的な取組状況を評価します。</p> <p>○職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになってい</p>	<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 ○評価方法は、保育所のホームページ、広報誌やパンフレット等により確認します。</p> <p>○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」で評価する事項が適切に公表されているか確認します。</p> <p>22 Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 (略)</p> <p>Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献</p> <p>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。 (略)</p> <p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p> <p>25 Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 ○社会資源の把握状況や関係機関・団体との連携に関する定期的な取組状況を評価します。</p> <p>○職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになってい</p>

改正後	現行
<p>るかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。</p> <p>○評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。</p> <p>(保育所)</p> <p>○就学に向けての小学校との連携については、「A⑪ A-1-(2)-⑩」で評価します。</p> <p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p>26 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>□保育所(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。</p> <p>(保育所)</p> <p>□保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>(保育所)</p> <p>□地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○地域社会では、地域経済や生活環境の変化等(雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等)により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。</p> <p>○保育所(法人)は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、福祉サービスを実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。</p> <p>○地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施するなど主体的に動くことが重要です。</p>	<p>るかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。</p> <p>○評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。</p> <p>(保育所)</p> <p>○就学に向けての小学校との連携については、「A-1-(2)-⑩」で評価します。</p> <p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p>26 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>□保育所(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、保健所、医療機関、幼稚園・小・中学校、保育士養成施設、子育て支援団体等の関係機関との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○地域社会では、地域経済や生活環境の変化等(雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等)により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。</p> <p>○保育所(法人)は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、福祉サービスを実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を存分に発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。</p> <p>○こうした地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施するなど主体的に動くことが重要です。</p>

改正後	現行
<p><u>(保育所)</u></p> <p>○また、保育所（法人）の<u>もつ専門性や特性を活かした取組も福祉サービスを実施する保育所としての重要な役割です。</u></p> <p>○具体的には<u>子育て相談支援事業や子育て支援サークルへの支援等、地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な機会の提供や、保護者や子どもの生活に役立つ講演会の開催等が考えられます。相談事業を始めとした地域に開かれた取組を通して、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズ等を把握することも可能となります。</u></p> <p>○さらに、日常的な保育の実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない<u>利用者</u>等のニーズを把握することも必要です。</p> <p>○このほか、<u>施設等</u>のスペースを活用した地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○保育所ではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。</p> <p>○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。</p> <p><u>(保育所)</u></p> <p>○<u>保育所を利用する保護者に対する支援については、「A⑱ A-2-(2)-①」、「A⑲ A-2-(2)-②」で評価します。</u></p> <p><u>27</u> II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p> <div data-bbox="201 1367 1359 1486" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動 <u>(地域の子どもへの育成・支援、子どもの貧困への支援等)</u> を実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</p> <p><input type="checkbox"/> 多様な機関や<u>地域住民</u>等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>○また、保育所（法人）の<u>有する専門性や特性を活かして相談事業を実施することは、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズ等を把握する取組にもつながります。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>○さらに、日常的な<u>福祉サービス（保育）</u>の実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない<u>子どもと保護者</u>等のニーズを把握することも必要です。</p> <p>○このほか、<u>保育所</u>のスペースを活用した地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○保育所ではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。</p> <p>○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>27</u> II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p> <div data-bbox="1543 1367 2700 1486" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</p> <p><input type="checkbox"/> 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。</p>

改正後	現行
<p>□保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。</p> <p>□地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。</p>	<p>□保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。</p> <p>□地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>
<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○保育所（法人）においては、その有する機能をもって地域の福祉ニーズ等を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。</p> <p>○把握した福祉ニーズ等にもとづき、これらを解決・改善するための保育所（法人）による公益的な事業・活動を行うことも必要です。</p> <p>○特に、社会福祉法人については、法人固有の使命・役割と社会福祉法等の関係・事項等を具体化するため、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。</p> <p>○また、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組も必要です。</p> <p>○こうした保育所の専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びとの福祉施設等への理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていきます。</p> <p>○把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動は、保育所において地域の福祉ニーズ等や事業・活動の目的を共有し、継続的かつ効果的に取組を実施するため、事業計画等で明示することが必要です。</p> <p>○また、災害時には、利用者の安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混乱が起きないように十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。</p> <p>○災害時において、地域の社会資源としての役割等を踏まえ、職員への説明や必要な研修の実施など、その備えを計画的に確保していくことが必要です。</p> <p>○保育所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日</p>	<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○保育所（法人）においては、その有する機能をもって地域の福祉ニーズ等を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。</p> <p>○把握した福祉ニーズ等にもとづき、これらを解決・改善するための保育所（法人）による公益的な事業・活動を行うことも必要です。</p> <p>○特に、社会福祉法人については、法人固有の使命・役割と社会福祉法等の関係・事項等を具体化するため、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。</p> <p>○また、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組も必要です。</p> <p>○こうした保育所の専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びとの保育所等への理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていきます。</p> <p>○把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動は、保育所において地域の福祉ニーズ等や事業・活動の目的を共有し、継続的かつ効果的に取組を実施するため、事業計画等で明示することが必要です。</p> <p>○また、災害時には、子どもの安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混乱が起きないように十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。</p> <p>○災害時において、地域の社会資源としての役割等を踏まえ、職員への説明や必要な研修の実施など、その備えを計画的に確保していくことが必要です。</p> <p>○保育所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日</p>

改正後	現行
<p>頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことも求められます。</p> <p>○また、保育所（法人）のこうした役割や取組を日頃から地域へ知らせるための情報提供等の取組も必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○社会福祉法人が運営する保育所においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。</p> <p>○保育所（法人）の規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。</p> <p>○地域での公益的な事業・活動は、保育所が実施する地域の福祉ニーズ等に応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等を評価します。</p> <p>○なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。ただし、このような公的な費用負担があっても、保育所の資産等を活用した追加のサービスが行われている場合には評価の対象とします。</p> <p>○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等の書面でも確認します。</p> <p>○保育所ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。</p> <p>○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、21 II-3-(1)-①で評価します。</p> <p><u>(保育所)</u></p> <p><u>○保育所を利用する保護者に対する支援については、「A⑱ A-2-(2)-①」、「A⑲ A-2-(2)-②」で評価します。</u></p> <p>Ⅲ 適切な福祉サービスの実施</p> <p>Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p> <p>28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">評価の着眼点</p>	<p>頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことも求められます。</p> <p>○また、保育所（法人）のこうした役割や取組を日頃から地域へ知らせるための情報提供等の取組も必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○社会福祉法人が運営する保育所においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。</p> <p>○保育所（法人）の規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。</p> <p>○地域での公益的な事業・活動は、保育所が実施する地域の福祉ニーズ等に応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等を評価します。</p> <p>○なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。ただし、このような公的な費用負担があっても、保育所の資産等を活用した追加のサービスが行われている場合には評価の対象とします。</p> <p>○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等の書面でも確認します。</p> <p>○保育所ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。</p> <p>○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、II-3-(1)-①で評価します。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>Ⅲ 適切な福祉サービスの実施</p> <p>Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p> <p>28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">評価の着眼点</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (保育所) ○保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行わなければなりません。</p> <p>(保育所) ○一人ひとりの子どもを受容し、子どもが安心して生活できる環境を整える中で、それぞれの子どもに応じた発達を援助する保育が求められています。</p> <p>○保育所内で共通の理解をもつための取組の具体例としては、倫理綱領の策定等、子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する組織内の勉強会・研修や、実施する保育の標準的な実施方法への反映、身体拘束や虐待防止についての周知徹底等が挙げられます。</p> <p>(保育所) ○家庭の状況に応じて、他制度の支援につなげることにより、子どもの権利擁護に努めることも重要です。</p> <p>(保育所) ○保育所においては、一人ひとりの子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、子どもが互いに尊重する心を育む取組が求められています。</p> <p>(保育所) ○子どもの態度、服装、色、遊び方、役割などについて、性差への固定的な観念等を植え付けないような配慮が必要です。</p> <p>(保育所) ○保育士だけではなく、保護者も子どもの手本になる必要があることから、保護者との日常的な対話や対応に配慮するだけでなく、保護者会などの場面で具体的な共通認識を持つよう配慮することが必要となります。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>29 Ⅲ-1-(1)-② <u>子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</u></p> <p>【判断基準】 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (保育所) ○保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行なわなければなりません。</p> <p>(保育所) ○一人ひとりの子どもを受容し、子どもが安心して生活できる環境を整える中で、それぞれの子どもに応じた発達を援助する保育が求められています。</p> <p>○保育所内で共通の理解をもつための取組の具体例としては、倫理綱領の策定等、子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する組織内の勉強会・研修や、実施する保育の標準的な実施方法への反映、身体拘束や虐待防止についての周知徹底等が挙げられます。</p> <p>(保育所) ○家庭の状況に応じて、他制度の支援につなげることにより、子どもの権利擁護に努めることも重要です。</p> <p>(保育所) ○保育所においては、一人ひとりの子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、子どもが互いに尊重する心を育む取組が求められています。</p> <p>(保育所) ○子どもの態度、服装、色、遊び方、役割などについて、性差への固定的な観念等を植え付けないような配慮が必要です。</p> <p>(保育所) ○保育士だけではなく、保護者も子どもの手本になる必要があることから、保護者との日常的な対話や対応に配慮するだけでなく、保護者会などの場面で具体的な共通認識を持つよう配慮することが必要となります。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>29 Ⅲ-1-(1)-② <u>子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</u></p> <p>【判断基準】 (略)</p>

改正後	現行
<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○子どものプライバシーに配慮した保育の前提として、職員が、プライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、保育所の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して理解を図ることが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分です。</p> <p>○保育の場面ごとに作成されているマニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、「規程・マニュアル等」に含みます。</p> <p>(保育所)</p> <p>○排泄・着替え・シャワー時等生活場面におけるプライバシー保護について、保育の質の向上のために、設備面での配慮や工夫も含めた保育所としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。</p> <p>○評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。</p> <p>○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。45_Ⅲ-2-(3)-②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。</p> <p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p> <p>30 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>	<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○子どものプライバシーに配慮した保育の前提として、職員が、プライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、保育所の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して理解を図ることが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分です。</p> <p>○保育の場面ごとに作成されているマニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、「規程・マニュアル等」に含みます。</p> <p>(保育所)</p> <p>○排泄・着替え・シャワー時等生活場面におけるプライバシー保護について、保育の質の向上のために、設備面での配慮や工夫も含めた保育所としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。</p> <p>○評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。</p> <p>○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。Ⅲ-2-(3)-②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。</p> <p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p> <p>30 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>

改正後	現行
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○社会福祉法第75条において、社会福祉事業の経営者は、利用者がサービス選択の際に参考とすることができる情報を積極的に提供することが求められています。</p> <p>○ここで言う情報とは、複数の保育所の中から保護者等が自分の希望にそったものを選択するための資料となるような、保護者の視点に立った情報を指します。このため、資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。</p> <p>○保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施すること、また、希望に応じて、見学等に対応することも必要な取組です。</p> <p>○情報提供の方法、内容等については、配布・活用状況、保護者等の意見等を必要に応じて聴取しながら、定期的な見直しを行い、より良い内容を目指すことも重要です。</p> <p>(保育所)</p> <p>○保育所は、子ども・子育て支援法にもとづき、提供する教育・保育に係る情報（施設運営に関する事項、従事者に関する事項、教育・保育等の内容に関する事項等）について、都道府県知事に報告し、都道府県知事が情報を公表することとされています。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>31 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○保育の開始や保育内容の変更の際には、保護者等の意向に十分に配慮し、保育の具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明することが必要です。</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○社会福祉法第75条において、社会福祉事業の経営者は、利用者がサービス選択の際に参考とすることができる情報を積極的に提供することが求められています。</p> <p>○ここで言う情報とは、複数の保育所の中から利用者が自分の希望にそったものを選択するための資料となるような、保護者の視点に立った情報を指します。このため、資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。</p> <p>○保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施すること、また、希望に応じて、見学等に対応することも必要な取組です。</p> <p>○情報提供の方法、内容等については、配布・活用状況、保護者等の意見等を必要に応じて聴取しながら、定期的な見直しを行い、より良い内容を目指すことも重要です。</p> <p>(保育所)</p> <p>○保育所は、子ども・子育て支援法にもとづき、提供する教育・保育に係る情報（施設運営に関する事項、従事者に関する事項、教育・保育等の内容に関する事項等）について、都道府県知事に報告し、都道府県知事が情報を公表することとされています。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>31 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○保育の開始や保育内容の変更の際には、保護者等の意向に十分に配慮し、保育の具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明することが必要です。</p>

改正後	現行
<p>○保育の開始や変更時における説明は、保護者等の意向への配慮や権利擁護等の観点から必要な取組です。</p> <p>○説明にあたっては、入園のしおりなど組織が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。また、前評価基準 (30) Ⅲ-1-(2)-①と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。</p> <p>(保育所)</p> <p>○子ども・子育て支援法にもとづき、保育所は、利用申込者に対し施設の目的、運営の方針、保育内容、職員の勤務体制等の施設の選択に資する重要事項を記した文書を交付し、説明を行い、同意を得ることが必要とされています。重要事項として記載すべき事項が、入園のしおりや保育所の紹介資料などの書類に載っており、それらの書類により利用申込者への事前の説明及びそれにもとづく同意が得られている場合には、別途作成する必要はありません。</p> <p>(保育所)</p> <p>○保育の開始時だけでなく、重要事項を記した文書の内容に関する変更や保護者等の就労状況による保育時間の変更、延長保育の利用等にあたって事前の説明が必要です。</p> <p>(保育所)</p> <p>○また、進級時（年度替わり）や子どもの発達や生活の節目に配慮して設定した期間ごとの保育内容、一人ひとりの子どもの状況に応じた個別的な対応の変更等についても、説明することが求められます。</p> <p>○重要事項を記した資料は、組織と利用者の権利義務関係を明確にし、利用者の権利を守ると同時に、組織にとっても不必要なトラブルを回避するための重要なものです。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>32</u> Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p>	<p>○保育の開始や変更時における説明は、保護者等の意向への配慮や権利擁護等の観点から必要な取組です。</p> <p>○説明にあたっては、入園のしおりなど組織が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。また、前評価基準 (Ⅲ-1-(2)-①)と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。</p> <p>(保育所)</p> <p>○子ども・子育て支援法にもとづき、保育所は、利用申込者に対し施設の目的、運営の方針、保育内容、職員の勤務体制等の施設の選択に資する重要事項を記した文書を交付し、説明を行い、同意を得ることが必要とされています。重要事項として記載すべき事項が、入園のしおりや保育所の紹介資料などの書類に載っており、それらの書類により利用申込者への事前の説明及びそれにもとづく同意が得られている場合には、別途作成する必要はありません。</p> <p>(保育所)</p> <p>○保育の開始時だけでなく、重要事項を記した文書の内容に関する変更や保護者等の就労状況による保育時間の変更、延長保育の利用等にあたって事前の説明が必要です。</p> <p>(保育所)</p> <p>○また、進級時（年度替わり）や子どもの発達や生活の節目に配慮して設定した期間ごとの保育内容、一人ひとりの子どもの状況に応じた個別的な対応の変更等についても、説明することが求められます。</p> <p>○重要事項を記した資料は、組織と利用者の権利義務関係を明確にし、利用者の権利を守ると同時に、組織にとっても不必要なトラブルを回避するための重要なものです。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>32</u> Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○保育所等の変更に係る生活の継続に欠かせない保育の提供等への配慮を具体的に評価します。</p> <p>○必要に応じて、行政や関係機関、他の福祉施設・事業所等と地域・家庭での生活の支援体制についての協議やネットワーク・体制の構築に関する取組も評価します。</p> <p>○評価方法は、訪問調査において関連する文書や、実際の対応記録等の確認を行い評価します。</p> <p>(保育所)</p> <p>○就学に向けての小学校との連携については、「A⑪ A-1-(2)-⑩」で評価します。</p> <p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> <p>34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○苦情解決の仕組みについては、保護者等への周知と理解の促進、苦情を申出やすい配慮や工夫、苦情受付に係る正確な記録と苦情解決責任者への報告、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果の記録、苦情を申出た保護者等への経過や結果の説明、申出た保護者等に不利にならない配慮をしたうえでの公表、などの状況を総合的に勘案し、仕組みが機能しているかどうかを評価します。</p> <p>○また、保育所として、苦情解決の取組を、利用者保護の視点と同時に、保育の質の向上に向けた取組の一環として積極的に捉えているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公表等の具体的な取組によって評価します。</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○保育所等の変更に係る生活の継続に欠かせない保育の提供等への配慮を具体的に評価します。</p> <p>○必要に応じて、行政や関係機関、他の福祉施設・事業所等と地域・家庭での生活の支援体制についての協議やネットワーク・体制の構築に関する取組も評価します。</p> <p>○評価方法は、訪問調査において関連する文書や、実際の対応記録等の確認を行い評価します。</p> <p>(保育所)</p> <p>○就学に向けての小学校との連携については、「A-1-(2)-⑩」で評価します。</p> <p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> <p>34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○苦情解決の仕組みについては、保護者等への周知と理解の促進、苦情を申出やすい配慮や工夫、苦情受付に係る正確な記録と苦情解決責任者への報告、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果の記録、苦情を申出た保護者等への経過や結果の説明、申出た保護者等に不利にならない配慮をしたうえでの公表、などの状況を総合的に勘案し、仕組みが機能しているかどうかを評価します。</p> <p>○また、保育所として、苦情解決の取組を、利用者保護の視点と同時に、保育の質の向上に向けた取組の一環として積極的に捉えているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公表等の具体的な取組によって評価します。</p>

改正後	現行
<p>○第三者委員が設置されていない場合、連絡方法が明示されていない場合、解決に係る話し合いの手順等が定められていない場合、苦情解決状況の公表を行っていない場合は、「c」評価とします。</p> <p>(保育所)</p> <p>○要望や意見への対応については、「36 Ⅲ-1-(4)-③」で評価します。</p> <p>35 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○保護者が必要に応じて相談ができ、また、意見が述べられる環境づくりは、利用者本位の福祉サービスにおいて不可欠であることは言うまでもありません。保育所として、相談しやすく、意見が述べやすい体制や方法をどのように構築しているか、また具体的にどのように取組が進められているかが重要です。</p> <p>○相談や意見について、方法や相手を選択できる環境とは、相談においては、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置するなど、専門的な相談、あるいは保育所において直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。</p> <p>○意見については、保護者等との話し合いの機会をもつなどの日常的な取組、意見箱の設置、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等の複数の方法や相手が用意されていることを指します。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>36 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>○第三者委員が設置されていない場合、連絡方法が明示されていない場合、解決に係る話し合いの手順等が定められていない場合、苦情解決状況の公表を行っていない場合は、「c」評価とします。</p> <p>(保育所)</p> <p>○要望や意見への対応については、「Ⅲ-1-(4)-③」で評価します。</p> <p>35 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○保護者が必要に応じて相談ができ、また、意見が述べられる環境づくりは、利用者本位の福祉サービスにおいて不可欠であることは言うまでもありません。保育所として、相談しやすく、意見が述べやすい体制や方法をどのように構築しているか、また具体的にどのように取組が進められているかが重要です。</p> <p>○相談や意見について、方法や相手を選択できる環境とは、相談においては、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置するなど、専門的な相談、あるいは保育所において直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。</p> <p>○意見については、保護者等との話し合いの機会をもつなどの日常的な取組、意見箱の設置、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等の複数の方法や相手が用意されていることを指します。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>36 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p>

改正後	現行
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○苦情に関わらず、保育の内容や生活環境の改善等に関する保護者からの意見や要望、提案等に積極的に対応することが必要です。保育所においては、保護者からの苦情のみならず、意見や提案から改善課題を明らかにし、保育の質を向上させていく姿勢が求められます。</p> <p>○苦情について迅速な対応を行うことはもとより、保護者の意見や要望、提案等についても可能な限り迅速に対応する体制を整えることが、保育の質と保護者からの信頼を高めるために有効です。</p> <p>○苦情解決同様に、保護者からの意見や要望、提案等への対応についても仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアル等の策定が必要です。</p> <p>○意見等に対する保育所の方針を伝え、理解いただく取組も含まれます。</p> <p>○対応マニュアル等においては、保護者の意見や要望、提案等にもとづく福祉サービスの質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、利用者への経過と結果の説明、公開の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。</p> <p>(保育所)</p> <p>○保育所では、送迎時の職員との対話、連絡ノート等の日々のコミュニケーションの中でも、保護者等から保育内容や運営等の改善について、要望や意見が寄せられます。このような要望や意見をしっかりと受け止め、保育所として組織的かつ迅速な対応を行うための仕組みが必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p> <p>37 <u>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○苦情に関わらず、保育の内容や生活環境の改善等に関する保護者からの意見や要望、提案等に積極的に対応することが必要です。保育所においては、保護者からの苦情のみならず、意見や提案から改善課題を明らかにし、保育の質を向上させていく姿勢が求められます。</p> <p>○苦情について迅速な対応を行うことはもとより、保護者の意見や要望、提案等についても可能な限り迅速に対応する体制を整えることが、保育の質と保護者からの信頼を高めるために有効です。</p> <p>○苦情解決同様に、保護者からの意見や要望、提案等への対応についても仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアル等の策定が必要です。</p> <p>○意見等に対する保育所の方針を伝え、理解いただく取組も含まれます。</p> <p>○対応マニュアル等においては、保護者の意見や要望、提案等にもとづく福祉サービスの質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、保護者への経過と結果の説明、公開の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。</p> <p>(保育所)</p> <p>○保育所では、送迎時の職員との対話、連絡ノート等の日々のコミュニケーションの中でも、保護者等から保育内容や運営等の改善について、要望や意見が寄せられます。このような要望や意見をしっかりと受け止め、保育所として組織的かつ迅速な対応を行うための仕組みが必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p> <p>37 <u>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p>

改正後	現行
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○保育所におけるリスクマネジメントの目的は、保育の質の向上にあります。具体的な取組としては、責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等（体制づくり全般をはじめ、事故要因の分析、改善策・再発防止策等を検討する場）の設置、事故発生時の対応における責任と手順等の明確化、ヒヤリハット・事故報告の収集、これら報告にもとづく要因分析と改善策・再発防止等の実施が基本的な事項となります。</p> <p>○また、これらをリスクマネジメント規程等として定めておくこと、研修の実施や個々の取組について定期的な見直しと改善を図ることは、体制の構築と福祉施設・事業所の実態にそくした効果的な取組のために有効です。</p> <p>○ヒヤリハット・事故報告や事例等の収集は、保育の質の向上の観点から、職員間の情報共有をはじめ、要因分析の実施や改善策・再発防止策を講じるために行うものです。また、取組を通じて、職員の「危険への気づき」を促す効果も生まれます。よって、職員個人の反省を促したり、責任を追及したりするためのものではないということに留意が必要です。</p> <p>○保育に関わる設備、遊具や備品類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスも、日常的に子どもの安心・安全に配慮した保育の前提として重要です。その際、具体的な点検項目や点検日及び点検者を定める必要があります。</p> <p><u>(保育所)</u></p> <p><u>○保育所においては、特に睡眠中、プール活動・水遊び中、食事の場面では重大事故が発生しやすい状況にあります。子どもの主体的な活動を大切にしつつも、保育所として、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等をもとに、施設内外の環境整備や保育士等への研修を十分にを行い、連携した対応ができる体制を整える必要があります。</u></p> <p>○また、外部からの侵入者への対応や食中毒の発生等についても、保育所の特性に応じて検討・対応します。</p> <p>○リスクマネジメントの体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせません。また、具体的な対策を講じる際には保育を提供する現場における知恵と工夫を活用した取組が最も重要です。</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○事故発生時の適切な対応と子どもの安全確保がなされていることを前提とし、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等の設置・開催状況のみならず、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施がなされているか評価します。</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○保育所におけるリスクマネジメントの目的は、保育の質の向上にあります。具体的な取組としては、責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等（体制づくり全般をはじめ、事故要因の分析、改善策・再発防止策等を検討する場）の設置、事故発生時の対応における責任と手順等の明確化、ヒヤリハット・事故報告の収集、これら報告にもとづく要因分析と改善策・再発防止等の実施が基本的な事項となります。</p> <p>○また、これらをリスクマネジメント規程等として定めておくこと、研修の実施や個々の取組について定期的な見直しと改善を図ることは、体制の構築と福祉施設・事業所の実態にそくした効果的な取組のために有効です。</p> <p>○ヒヤリハット・事故報告や事例等の収集は、保育の質の向上の観点から、職員間の情報共有をはじめ、要因分析の実施や改善策・再発防止策を講じるために行うものです。また、取組を通じて、職員の「危険への気づき」を促す効果も生まれます。よって、職員個人の反省を促したり、責任を追及したりするためのものではないということに留意が必要です。</p> <p>○保育に関わる設備、遊具や備品類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスも、日常的に子どもの安心・安全に配慮した保育の前提として重要です。その際、具体的な点検項目や点検日及び点検者を定める必要があります。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>○また、外部からの侵入者への対応や食中毒の発生等についても、保育所の特性に応じて検討・対応します。</p> <p>○リスクマネジメントの体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせません。また、具体的な対策を講じる際には保育を提供する現場における知恵と工夫を活用した取組が最も重要です。</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○事故発生時の適切な対応と子どもの安全確保がなされていることを前提とし、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等の設置・開催状況のみならず、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施がなされているか評価します。</p>

改正後	現行
<p>○ヒヤリハット報告・事故報告の分類や一覧表の作成等に留まらず、組織的・継続的な要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施に結びついていることが必要です。</p> <p>○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく、職員会議等で事故防止に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。</p> <p>○感染症に関するリスク（対策）については、次項「38 Ⅲ-1-(5)-②」で評価します。</p> <p>38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底するとともに、定期的に見直しを行なっている</p> <p><input type="checkbox"/> 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催し、感染症の予防策が適切に講じられている。</p> <p><input type="checkbox"/> 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。</p> <p>(保育所) <input type="checkbox"/> 保護者への情報提供が適切になされている。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点 (略)</p> <p>39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 災害時の対応体制が決められている。</p> <p><input type="checkbox"/> 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。</p>	<p>○ヒヤリハット報告・事故報告の分類や一覧表の作成等に留まらず、組織的・継続的な要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施に結びついていることが必要です。</p> <p>○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく、職員会議等で事故防止に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。</p> <p>○感染症に関するリスク（対策）については、次項「Ⅲ-1-(5)-②」で評価します。</p> <p>38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底するとともに、定期的に見直しを行なっている</p> <p><input type="checkbox"/> 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催し、感染症の予防策が適切に講じられている。</p> <p><input type="checkbox"/> 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。</p> <p>(保育所) <input type="checkbox"/> 保護者への情報提供が適切になされている。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点 (略)</p> <p>39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 災害時の対応体制が決められている。</p> <p><input type="checkbox"/> 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。</p>

改正後	現行
<p>□子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</p> <p>□食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</p> <p>□防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○子どもの安全を確保するためには、保育上のリスクや感染症対策のみならず、災害時における安全確保のための対策を講じる必要があります。</p> <p>○そのため保育所においては、災害時の対応体制（災害時の職員体制、災害時の避難先、避難方法、ルートの確認等）をあらかじめ定めておくことが求められます。</p> <p>○保育所では、災害発生時の安否確認について、自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、保護者等と話し合う、家族への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。</p> <p>○保育所においては、災害時、子どもの安全を確保する<u>ことが求められ、定期的な訓練等を通じた事前の対策が重要</u>です。</p> <p>○<u>また、災害等の発生に備え、行政や関係機関等との連携を図るとともに、あらかじめ対応を検討し、具体的な対応方針や計画を策定するなど、事前準備・事前対策を講じることが重要です。</u></p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。たとえば、ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。</p> <p><u>(保育所)</u></p> <p>○<u>なお、備蓄にあたっては、アレルギーのある子どもへの対応に関する視点も大切です。</u></p> <p>○ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子ども、保護者及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。</p>	<p>□子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</p> <p>□食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</p> <p>□防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○子どもの安全を確保するためには、保育上のリスクや感染症対策のみならず、災害時における安全確保のための対策を講じる必要があります。</p> <p>○そのため保育所においては、災害時の対応体制（災害時の職員体制、災害時の避難先、避難方法、ルートの確認等）をあらかじめ定めておくことが求められます。</p> <p>○保育所では、災害発生時の安否確認について、自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、保護者等と話し合う、家族への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。</p> <p>○保育所においては、災害時<u>においても</u>、子どもの安全を確保する<u>とともに保育を継続する</u>ことが求められます。「<u>事業（保育）の継続</u>」の観点から、<u>災害等に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要</u>です。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。たとえば、ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>○ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子ども、保護者及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。</p>
<p>Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保</p>	<p>Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保</p>

改正後	現行
<p>Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。 (略)</p> <p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が作成されている。</p> <p>42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。</p> <p>b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。</p> <p>c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>□指導計画の作成にあたり、作成の責任者のもと、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。</p> <p>□さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、適切なアセスメントが実施されている。</p> <p>(保育所)</p> <p>□全体的な計画にもとづき、子どもと保護者等の具体的なニーズ等を明示した指導計画が作成されている。</p> <p>(保育所)</p> <p>□指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。</p> <p>□支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準は、指導計画の作成に関する体制が確立し、アセスメントにもとづく適切な指導計画が作成されているか評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>(保育所)</p> <p>○子ども一人ひとりの発達や状況に応じた保育の提供において、子ども・保護者のニーズ等の適切なアセスメントにもとづく指導計画が必要です。</p> <p>(保育所)</p>	<p>Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。 (略)</p> <p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p> <p>42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。</p> <p>b) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。</p> <p>c) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>□指導計画の策定にあたり、策定の責任者のもと、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。</p> <p>□さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、適切なアセスメントが実施されている。</p> <p>(保育所)</p> <p>□全体的な計画にもとづき、子どもと保護者等の具体的なニーズ等を明示した指導計画が策定されている。</p> <p>(保育所)</p> <p>□指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。</p> <p>□支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準は、指導計画の策定に関する体制が確立し、アセスメントにもとづく適切な指導計画が策定されているか評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>(保育所)</p> <p>○子ども一人ひとりの発達や状況に応じた保育の提供において、子ども・保護者のニーズ等の適切なアセスメントにもとづく指導計画が必要です。</p> <p>(保育所)</p>

改正後	現行
<p>○保育所では、保育所保育指針等をふまえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した全体的な計画を作成します。指導計画は、全体的な計画にもとづき、子どもの発達や状況に応じ作成します。</p> <p>(保育所)</p> <p>○保育所においては、3歳未満児と障害のある子どもについて、個別の指導計画の作成が義務づけられています。しかし、一人ひとりの子どもの発達を保障していくためには、3歳以上児も含めたすべての子どもに対して、クラス等の指導計画とあわせて、個別の指導計画を作成することが望まれます。</p> <p>○指導計画の作成にあたっては、保育所での体制が確立していることが不可欠です。具体的には、指導計画作成の責任者を明確化するとともに、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要があります。</p> <p>【計画作成の責任者】 (保育所)</p> <p>○指導計画作成の責任者については、必ずしも指導計画を直接作成する者を意味していません。作成にあたっては、職員の適切な役割分担と協力体制を整えることが必要であり、計画決定までを総括すること等が責任者に求められる役割です。</p> <p>【アセスメント】 (略)</p> <p>【指導計画の作成】 (保育所)</p> <p>○一人ひとりの子どもに応じた保育を行うためには、健康面への配慮、生活の場としての基本的な援助、子どもの発達の視点に立った援助、保護者の意向への配慮など総合的な視点から一人ひとりの子どもを捉えた上で、各保育所の全体的な計画に基づき、指導計画を作成することが必要です。</p> <p>(保育所)</p> <p>○個別の指導計画とクラス等の指導計画は、双方に関連性をもって作成される必要があります。</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○アセスメントから計画作成、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、子ども・保護者の希望やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画にもとづく保育の提供がなされているか、保育の質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。</p> <p>○指導計画作成における責任者の役割について、役割分担して実施している場合があります。役割分担は、保育所の状況に応じて異なりますので、保育所として指導計画の作成方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、そして責任者は、これらの内容を掌握し必要に応じて助言・指導を行っていることをもって役割を果たしていることと評価します。</p> <p>○アセスメント結果が指導計画に適切に反映されているかどうかについては、アセスメント結果を指導計</p>	<p>○保育所では、保育所保育指針等をふまえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した全体的な計画を編成します。指導計画は、全体的な計画にもとづき、子どもの発達や状況に応じ作成します。</p> <p>(保育所)</p> <p>○保育所においては、3歳未満児と障害のある子どもについて、個別の指導計画の作成が義務づけられています。しかし、一人ひとりの子どもの発達を保障していくためには、3歳以上児も含めたすべての子どもに対して、クラス等の指導計画とあわせて、個別の指導計画を作成することが望まれます。</p> <p>○指導計画の策定にあたっては、保育所での体制が確立していることが不可欠です。具体的には、指導計画策定の責任者を明確化するとともに、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要があります。</p> <p>【計画策定の責任者】 (保育所)</p> <p>○指導計画策定の責任者については、必ずしも指導計画を直接作成する者を意味していません。策定にあたっては、職員の適切な役割分担と協力体制を整えることが必要であり、計画決定までを総括すること等が責任者に求められる役割です。</p> <p>【アセスメント】 (略)</p> <p>【指導計画の策定】 (保育所)</p> <p>○一人ひとりの子どもに応じた保育を行うためには、健康面への配慮、生活の場としての基本的な援助、子どもの発達の視点に立った援助、保護者の意向への配慮など総合的な視点から一人ひとりの子どもを捉えた上で、各保育所の全体的な計画に基づき、指導計画を作成することが必要です。</p> <p>(保育所)</p> <p>○個別の指導計画とクラス等の指導計画は、双方に関連性をもって作成される必要があります。</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、子ども・保護者の希望やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画にもとづく保育の提供がなされているか、保育の質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。</p> <p>○指導計画策定における責任者の役割について、役割分担して実施している場合があります。役割分担は、保育所の状況に応じて異なりますので、保育所として指導計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、そして責任者は、これらの内容を掌握し必要に応じて助言・指導を行っていることをもって役割を果たしていることと評価します。</p> <p>○アセスメント結果が指導計画に適切に反映されているかどうかについては、アセスメント結果を指導計</p>

改正後	現行
<p>画に反映させる際に関係職員で協議を実施しているか、アセスメント結果から目標と、目標達成に向けた具体的な保育・支援の内容を指導計画に反映しているか等を記録等から判断します。</p> <p>○子ども・保護者の意向の反映については、個別の指導計画等に子ども・保護者の意向が明示されていることによって、意向を踏まえた計画が作成されていると評価します。3歳以上児について個別の指導計画が作成されていない場合には、子ども・保護者等の意向が書面に記載され、指導計画に反映されているかを確認します。</p> <p>○評価方法は、訪問調査において、指導計画の作成・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態がどのようになっているかを具体的に聴取したうえで、クラス等の指導計画、子ども数名分の指導計画、及びアセスメント票等を抽出して、書面の確認と担当者への聴取を行います。</p> <p>○また、アセスメントにもとづく指導計画が日常的な保育場面でどのように実施されているか、記録と職員からの聴取により確認します。</p> <p>○保育所としてアセスメントをまったく行っていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。</p> <p>(保育所) ○保育所においては、3歳未満児と障害のある子どもについては、個別の指導計画の作成が義務づけられていますので、個別の指導計画が作成されていないことは想定していませんが、作成していない場合は「c」評価とします。</p> <p>(保育所) ○3歳以上児については、一人ひとりの子どものアセスメントにもとづく指導計画の作成について評価します。</p> <p>(保育所) ○全体的な計画の作成については、「A① A-1-(1)-①」で評価します。</p> <p>43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)</p>	<p>画に反映させる際に関係職員で協議を実施しているか、アセスメント結果から目標と、目標達成に向けた具体的な保育・支援の内容を指導計画に反映しているか等を記録等から判断します。</p> <p>○子ども・保護者の意向の反映については、個別の指導計画等に子ども・保護者の意向が明示されていることによって、意向を踏まえた計画が策定されていると評価します。3歳以上児について個別の指導計画が策定されていない場合には、子ども・保護者等の意向が書面に記載され、指導計画に反映されているかを確認します。</p> <p>○評価方法は、訪問調査において、指導計画の策定・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態がどのようになっているかを具体的に聴取したうえで、クラス等の指導計画、子ども数名分の指導計画、及びアセスメント票等を抽出して、書面の確認と担当者への聴取を行います。</p> <p>○また、アセスメントにもとづく指導計画が日常的な保育場面でどのように実施されているか、記録と職員からの聴取により確認します。</p> <p>○保育所としてアセスメントをまったく行っていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。</p> <p>(保育所) ○保育所においては、3歳未満児と障害のある子どもについては、個別の指導計画の作成が義務づけられていますので、個別の指導計画が作成されていないことは想定していませんが、作成していない場合は「c」評価とします。</p> <p>(保育所) ○3歳以上児については、一人ひとりの子どものアセスメントにもとづく指導計画の策定について評価します。</p> <p>(保育所) ○全体的な計画の編成については、「A-1-(1)-①」で評価します。</p> <p>43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)</p>

改正後	現行
<p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○子ども一人ひとりに対する保育の質の向上を継続的に図るためには、作成した指導計画について、PDCAのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。</p> <p>○指導計画の評価・見直しに関する保育所として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、指導計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。</p> <p>○また、保育の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。保育の記録での保育の実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。</p> <p>○適切な期間・方法で計画の見直しが行われているか、計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分でない状況など、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされて、保育の質の向上に結びつく積極的な取組がなされているかを評価します。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p> <p>44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p> <div data-bbox="201 1199 1359 1312" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。</p> <p><input type="checkbox"/> 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。</p> <p><u>コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。</u></p>	<p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○子ども一人ひとりに対する保育の質の向上を継続的に図るためには、策定した指導計画について、PDCAのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。</p> <p>○指導計画の評価・見直しに関する保育所として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、指導計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。</p> <p>○また、保育の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。保育の記録での保育の実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。</p> <p>○適切な期間・方法で計画の見直しが行われているか、計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分でない状況など、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされて、保育の質の向上に結びつく積極的な取組がなされているかを評価します。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p> <p>44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p> <div data-bbox="1543 1199 2700 1312" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。</p> <p><input type="checkbox"/> 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>評価基準の考え方と評価の留意点 (略)</p> <p>45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○子どもに関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。</p> <p>○保育所が保有する子どもや家族の情報は、個人的な情報であり、その流出は子どもや家族に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。</p> <p>○個人情報保護については、平成29年5月に施行された「個人情報の保護に関する法律」の改正の内容とともに、個人情報保護委員会から公表された「ガイドライン」等への理解と、取組が求められます。</p> <p>○とくに厳格な個人情報の管理が求められる特定分野には、個人情報保護委員会から、その分野についてのガイダンスが公表されています。ガイダンスの対象とならない福祉施設・事業所にあっても、その高い公益性を踏まえ可能な範囲でガイダンスに準拠した取組を行うことで保護者等からの信頼を得ていくことが大切です。</p> <p>○一方、情報開示については、保護者等から情報開示を求められた際のルール・規程が必要です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、子ども・保護者への配慮等が求められます。</p> <p>○ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含まれます。電子データについては、取扱いや情報漏えい対策が十分になされることが必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点 (略)</p> <p>45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○子どもに関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。</p> <p>○保育所が保有する子どもや家族の情報は、個人的な情報であり、その流出は子どもや家族に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。</p> <p>○個人情報保護については、平成29年5月に施行された「個人情報の保護に関する法律」の改正の内容とともに、個人情報保護委員会から公表された「ガイドライン」等への理解と、取組が求められます。</p> <p>○とくに厳格な個人情報の管理が求められる特定分野には、個人情報保護委員会から、その分野についてのガイダンスが公表されています。介護関係事業者は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「同Q&A(事例集)」に即した適切な取組が必要です。また、ガイダンスの対象とならない保育所にあっても、その高い公益性を踏まえ可能な範囲でガイダンスに準拠した取組を行うことで保護者等からの信頼を得ていくことが大切です。</p> <p>○一方、情報開示については、保護者等から情報開示を求められた際のルール・規程が必要です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、子ども・保護者への配慮等が求められます。</p> <p>○ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含まれます。電子データについては、取扱いや情報漏えい対策が十分になされることが必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

改正後	現行
<p>A-1 保育内容</p> <p>A-1-(1) 全体的な計画の編成</p> <p>A① A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。</p> <p>b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。</p> <p>c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ、保育に関わる職員の参画により、全体的な計画を作成しているかを評価します。また、全体的な計画の評価・改善の状況について評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○保育所保育は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程をふまえて、保育所における環境を通して、養護と教育を一体的に行うことを特性としています。</p>	<p>A-1 保育内容</p> <p>A-1-(1) 全体的な計画の編成</p> <p>A① A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成している。</p> <p>b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成しているが、十分ではない。</p> <p>c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成していない。</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して編成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ、保育に関わる職員の参画により、全体的な計画を編成しているかを評価します。また、全体的な計画の評価・改善の状況について評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○保育所保育は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程をふまえて、保育所における環境を通して、養護と教育を一体的に行うことを特性としています。</p>

改正後	現行
<p>○全体的な計画は、保育所保育の基本であり、入所しているすべての子どもを主体とし、発達過程を踏まえ、保育所での生活を通して総合的に展開されるものです。入所期間に、保育の目標を達成することができるよう全体的かつ一貫性のある計画であり、施設長の責任の下、保育に関わる職員の参画により創意工夫して作成されるものです。</p> <p>○全体的な計画の作成により、保育所全体で組織的・計画的に保育に取り組むこと、一貫性・連続性のある保育実践を展開することが期待されています。</p> <p>○全体的な計画は、以下の事項を踏まえ作成されなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法に示されている理念などをふまえ、保育所保育指針に基づき作成されている。 ・ 保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成されている。 ・ 地域の実態、子どもと家庭の状況や保育時間などを考慮し、子どもの発達過程に応じて、長期的見通しをもって作成されている。 ・ 子どもの生活の連続性、子どもの発達の連続性に留意している。 ・ 上記を踏まえ、保育所がそれぞれの特色を生かし創意工夫し、保育が実践できるよう作成している。 <p>○保育所の指導計画は、全体的な計画に基づき作成します。全体的な計画と指導計画による保育実践の振り返り、記録等を通して、全体的な計画の評価を行い、次の作成に生かしていくことが必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○保育所の理念、保育の方針が明文化されていない場合には、「c」評価とします。ただし、保育所の理念、保育の方針を全体的な計画には記載せず、別に定めている保育所もあります。</p> <p>○全体的な計画の作成方法を確認するとともに、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態をどのように捉え全体的な計画に反映しているか、さらに、全体的な計画の評価・改善の状況について確認します。</p> <p>○本評価基準では、全体的な計画の作成について評価を行い、全体的な計画に基づく指導計画の作成は、「<u>42</u> Ⅲ-2-(2)-①」で評価します。</p> <p><u>A-1-(2)</u> 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開</p> <p><u>A②</u> A-1-(2)-① ~ <u>A④</u> A-1-(2)-③ (略)</p> <p><u>A⑤</u> A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>○全体的な計画は、保育所保育の基本であり、入所しているすべての子どもを主体とし、発達過程を踏まえ、保育所での生活を通して総合的に展開されるものです。入所期間に、保育の目標を達成することができるよう全体的かつ一貫性のある計画であり、施設長の責任の下、保育に関わる職員の参画により創意工夫して編成されるものです。</p> <p>○全体的な計画の編成により、保育所全体で組織的・計画的に保育に取り組むこと、一貫性・連続性のある保育実践を展開することが期待されています。</p> <p>○全体的な計画は、以下の事項を踏まえ編成されなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法に示されている理念などをふまえ、保育所保育指針に基づき編成されている。 ・ 保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成されている。 ・ 地域の実態、子どもと家庭の状況や保育時間などを考慮し、子どもの発達過程に応じて、長期的見通しをもって編成されている。 ・ 子どもの生活の連続性、子どもの発達の連続性に留意している。 ・ 上記を踏まえ、保育所がそれぞれの特色を生かし創意工夫し、保育が実践できるよう編成している。 <p>○保育所の指導計画は、全体的な計画に基づき作成します。全体的な計画と指導計画による保育実践の振り返り、記録等を通して、全体的な計画の評価を行い、次の編成に生かしていくことが必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○保育所の理念、保育の方針が明文化されていない場合には、「c」評価とします。ただし、保育所の理念、保育の方針を全体的な計画には記載せず、別に定めている保育所もあります。</p> <p>○全体的な計画の編成方法を確認するとともに、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態をどのように捉え全体的な計画に反映しているか、さらに、全体的な計画の評価・改善の状況について確認します。</p> <p>○本評価基準では、全体的な計画の編成について評価を行い、全体的な計画に基づく指導計画の策定は、「<u>42</u> Ⅲ-2-(2)-①」で評価します。</p> <p><u>A-1-(2)</u> 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開</p> <p><u>A②</u> A-1-(2)-① ~ <u>A④</u> A-1-(2)-③ (略)</p> <p><u>A⑤</u> A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>

改正後	現行
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p> <p>b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。</p> <p>c) 子どもが主体的に活動できる環境を整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p>評価の着眼点 (略)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点 (略)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p>A⑥ A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p>評価の着眼点 (略)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p><u>○保育所保育指針では、乳児保育に関わるねらい及び内容について、「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」の3つの視点から記載されており、こうした視点のもとに保育が計画的に行われる必要があります。</u></p> <p>○乳児期は、発達が著しく、個人差が大きい時期であり、一人ひとりの子どもの状況に応じた保育が基本となります。未熟な乳児の健康と安全を確保し、応答的に関わる特定の大人(保育士等)との関わりによって生理的な欲求の充足や情緒の安定を図りながら愛着関係を形成するとともに、探索活動や遊びにより主体的に生きていく基盤を培います。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p> <p>b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。</p> <p>c) 子どもが主体的に活動できる環境を整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p>評価の着眼点 (略)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点 (略)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p>A⑥ A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p>評価の着眼点 (略)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>○乳児期は、発達が著しく、個人差が大きい時期であり、一人ひとりの子どもの状況に応じた保育が基本となります。未熟な乳児の健康と安全を確保し、応答的に関わる特定の大人(保育士等)との関わりによって生理的な欲求の充足や情緒の安定を図りながら愛着関係を形成するとともに、探索活動や遊びにより主体的に生きていく基盤を培います。</p> </div>

改正後	現行
<p>○保育所保育の特性は、養護と教育が一体となって、豊かな人間性を培うよう子どもを育成していくことです。生活の中で、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである養護と子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である教育が一体的に展開されます。</p> <p>○乳児保育は、以下の事項に配慮して行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病への抵抗力の弱さ、心身の機能の未熟さから、一人ひとりの子どもの発育・発達や健康状態の適切な判断に基づく保健的な対応を行う。 ・ 一人ひとりの子どもの生育歴の違いに留意し、特定の保育士などが応答的に関わるよう努める。 ・ 職員間や嘱託医との連携を図る。また、看護師及び栄養士等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図る。 ・ 保護者との信頼関係をもとに保育を進め、保護者からの相談に応じる等保護者への支援に努める。 ・ 担当の保育士が替わる場合には、保育士間で協力して対応する。 <p>○乳児が成長するうえで、最も重要なことは、人との継続的かつ応答的な関わりです。特定の保育士が、愛情豊かに優しく語りかけながら世話をすることにより、乳児は顔を見たり、表情を変えたり、声に反応したりし、子どもなりに自分の気持ちを表現していきます。</p> <p>○このため、喃語（乳児のまだ言葉にならない声）にはゆったりとやさしく応える、授乳は抱いて微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませるなどの関わりが必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>A⑦ A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○保育所保育指針では、1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容について、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域による記載がなされており、こうした視点のもとに保育が計画的に行われる必要があります。</p>	<p>○保育所保育の特性は、養護と教育が一体となって、豊かな人間性を培うよう子どもを育成していくことです。生活の中で、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである養護と子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である教育が一体的に展開されます。</p> <p>○乳児保育は、以下の事項に配慮して行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病への抵抗力の弱さ、心身の機能の未熟さから、一人ひとりの子どもの発育・発達や健康状態の適切な判断に基づく保健的な対応を行う。 ・ 一人ひとりの子どもの生育歴の違いに留意し、特定の保育士などが応答的に関わるよう努める。 ・ 職員間や嘱託医との連携を図る。また、看護師及び栄養士等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図る。 ・ 保護者との信頼関係をもとに保育を進め、保護者からの相談に応じる等保護者への支援に努める。 ・ 担当の保育士が替わる場合には、保育士間で協力して対応する。 <p>○乳児が成長するうえで、最も重要なことは、人との継続的かつ応答的な関わりです。特定の保育士が、愛情豊かに優しく語りかけながら世話をすることにより、乳児は顔を見たり、表情を変えたり、声に反応したりし、子どもなりに自分の気持ちを表現していきます。</p> <p>○このため、喃語（乳児のまだ言葉にならない声）にはゆったりとやさしく応える、授乳は抱いて微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませるなどの関わりが必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>A⑦ A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 <u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p>○3歳未満児の保育は、以下の事項に配慮して行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症にかかりやすい時期であり、日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を図る。 ・生活に必要な基本的な習慣については、一人ひとりの子どもの状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重する。 ・探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、様々な遊びを取り入れる。 ・子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、友だちの気持ちや友だちとの関わり方を丁寧に伝えていく。 ・情緒の安定を図り、子どもの自発的な活動を促していく。 ・担当の保育士が替わる場合には、保育士間で協力して対応する。 <p>○3歳未満児の保育においては、その発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの子どもの育ちに合わせて食事や、衣類の着脱など基本的な生活習慣がしだいに身につくよう配慮することが必要です。</p> <p>○子どもの自我の育ちを支えられるよう、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重することや、周囲に環境や人・ものへの探索行動を存分にできるよう、安全に配慮しながら環境を整備したり保育士等が関わったりすることが求められます。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>A⑧ A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <div data-bbox="172 1262 1457 1388" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○保育所保育指針では、3歳以上児の保育に関するねらい及び内容について、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域による記載がなされており、こうした視点のもとに保育が計画的に行われる必要があります。</p>	<p>○3歳未満児の保育は、以下の事項に配慮して行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症にかかりやすい時期であり、日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を図る。 ・生活に必要な基本的な習慣については、一人ひとりの子どもの状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重する。 ・探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、様々な遊びを取り入れる。 ・子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、友だちの気持ちや友だちとの関わり方を丁寧に伝えていく。 ・情緒の安定を図り、子どもの自発的な活動を促していく。 ・担当の保育士が替わる場合には、保育士間で協力して対応する。 <p>○3歳未満児の保育においては、その発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの子どもの育ちに合わせて食事や、衣類の着脱など基本的な生活習慣がしだいに身につくよう配慮することが必要です。</p> <p>○子どもの自我の育ちを支えられるよう、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重することや、周囲に環境や人・ものへの探索行動を存分にできるよう、安全に配慮しながら環境を整備したり保育士等が関わったりすることが求められます。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>A⑧ A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <div data-bbox="1507 1262 2792 1388" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (新設)</p>

改正後	現行
<p>○3歳以上児（3・4・5歳児等）の保育は、以下の事項に配慮して行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的な習慣や態度を身につけることの大切さを理解し、適切な行動を選択できるように配慮する。 子どもの情緒が安定し、自己を十分に発揮して活動することを通して、やり遂げる喜びや自信を持つことができるように配慮する。 遊びの中で、全身を動かして意欲的に活動することにより、身体の諸機能の発達が促され、興味や関心が戸外にも向くように配慮する。 けんかなど葛藤を経験しながらしだいに相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であることを実感できるように配慮する。 生活や遊びを通して、決まりの大切さに気づき、自ら判断して行動できるように配慮する。 自然との触れ合いにより、豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われ、自然との関わりを深めるように工夫する。 自分の気持ちや経験を自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、子どもの話しかけに応じるよう心がける。また、子どもが仲間と伝え合ったり、話し合うことの楽しさが味わえるように配慮する。 感じたこと、思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で創意工夫を凝らして自由に表現できるよう、環境の設定に留意する。 保育所の保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにする。 <p>○3歳から就学前までの子どもの保育は、その発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの子どもの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図るとともに、友だちや他の人々との関わりが深まり、ものごとへの関心を高めていくことができるよう、配慮することが必要です。</p> <p>○保育所保育指針に示される内容（健康・人間関係・環境・言葉・表現）を、生活と遊びを通して総合的に身につけられるよう計画を立て、実践することが求められます。</p> <p>○集団の中で安定して過ごすことができるようになることから、自己を十分発揮できるようになる段階を経て、友だちと協力して何か一つのことをやり遂げる、協同的な活動ができる段階に至るよう、保育環境を整え援助することが重要です。</p> <p>（3）評価の留意点 （略）</p> <p><u>A⑨ A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</u> （略）</p> <p><u>A⑩ A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</u></p>	<p>○3歳以上児（3・4・5歳児等）の保育は、以下の事項に配慮して行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的な習慣や態度を身につけることの大切さを理解し、適切な行動を選択できるように配慮する。 子どもの情緒が安定し、自己を十分に発揮して活動することを通して、やり遂げる喜びや自信を持つことができるように配慮する。 遊びの中で、全身を動かして意欲的に活動することにより、身体の諸機能の発達が促され、興味や関心が戸外にも向くように配慮する。 けんかなど葛藤を経験しながらしだいに相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であることを実感できるように配慮する。 生活や遊びを通して、決まりの大切さに気づき、自ら判断して行動できるように配慮する。 自然との触れ合いにより、豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われ、自然との関わりを深めるように工夫する。 自分の気持ちや経験を自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、子どもの話しかけに応じるよう心がける。また、子どもが仲間と伝え合ったり、話し合うことの楽しさが味わえるように配慮する。 感じたこと、思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で創意工夫を凝らして自由に表現できるよう、環境の設定に留意する。 保育所の保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにする。 <p>○3歳から就学前までの子どもの保育は、その発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの子どもの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図るとともに、友だちや他の人々との関わりが深まり、ものごとへの関心を高めていくことができるよう、配慮することが必要です。</p> <p>○保育所保育指針に示される内容（健康・人間関係・環境・言葉・表現）を、生活と遊びを通して総合的に身につけられるよう計画を立て、実践することが求められます。</p> <p>○集団の中で安定して過ごすことができるようになることから、自己を十分発揮できるようになる段階を経て、友だちと協力して何か一つのことをやり遂げる、協同的な活動ができる段階に至るよう、保育環境を整え援助することが重要です。</p> <p>（3）評価の留意点 （略）</p> <p><u>A⑨ A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</u> （略）</p> <p><u>A⑩ A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</u></p>

改正後	現行
<p>【判断基準】</p> <p>a) <u>それぞれの子どもの在園時間を考慮した</u>環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>b) <u>それぞれの子どもの在園時間を考慮した</u>環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>c) <u>それぞれの子どもの在園時間を考慮した</u>保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。</p>	<p>【判断基準】</p> <p>a) <u>長時間にわたる保育のための</u>環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>b) <u>長時間にわたる保育のための</u>環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>c) <u>長時間にわたる保育のための</u>保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。</p>
<p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもの状況に応じて、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。</p> <p><input type="checkbox"/> <u>子どもの在園時間や生活リズム</u>に配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。</p>	<p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもの状況に応じて、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。</p> <p><input type="checkbox"/> <u>保育時間の長い子ども</u>に配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準では、<u>それぞれの子どもによって在園時間が異なることや、長時間にわたる保育を考慮した</u>環境の整備と保育の内容・方法の取組について評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○長時間にわたる保育では、子どもがくつろいで安心して心地よく過ごすことのできる環境が大切です。そのため、保育室の環境、保育の内容、職員体制、保護者との連携などに配慮が必要です。</p> <p>○子どもの発達過程、生活のリズム<u>や在園時間</u>及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけることが必要です。</p> <p>○夕方以降の時間帯においては、子どもが一日の疲れを感じている時間であり、保育室が変わったり、年齢の異なる子どもと一緒に過ごすなどの環境の変化があります。家庭的でゆったりと過ごすことのできる環境や保育士等の関わりが必要です。</p> <p>○<u>在園</u>時間の長い子どもに対しておやつや軽食を提供する場合は、子どもの生活リズムを視野に入れ、1</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準では、長時間にわたる保育<u>のための</u>環境の整備と保育の内容・方法の取組について評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○長時間にわたる保育では、子どもがくつろいで安心して心地よく過ごすことのできる環境が大切です。そのため、保育室の環境、保育の内容、職員体制、保護者との連携などに配慮が必要です。</p> <p>○子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけることが必要です。</p> <p>○夕方以降の時間帯においては、子どもが一日の疲れを感じている時間であり、保育室が変わったり、年齢の異なる子どもと一緒に過ごすなどの環境の変化があります。家庭的でゆったりと過ごすことのできる環境や保育士等の関わりが必要です。</p> <p>○<u>保育</u>時間の長い子どもに対しておやつや軽食を提供する場合は、子どもの生活リズムを視野に入れ、1</p>

改正後	現行
<p>日の食事の時間や量・内容などを保護者と情報交換し、献立について配慮することも必要です。</p> <p>○保育士間で一人ひとりの子どもの状況について共通理解を図るとともに、引継ぎの際には、保育士間での正確な情報の伝達により、子どもや保護者が不安を抱くことがないような取組が必要です。</p> <p>○在園時間が長い場合においては、家庭との緊密な連携により、子どもの生活の様子や育ちの姿を伝え合い、子どもの思いや1日の全体像について理解を共有するなどの取組も大切です。また、保護者の心身の状況にも配慮する必要があります。</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○指導計画等に長時間保育についての位置づけがされていることを確認するとともに、在園時間の長い子どもに配慮した環境の整備や保育内容・方法、保育士間の引継ぎ、保護者との連携がどのように実施されているか等について確認します。</p> <p>○保護者の仕事上の都合等で、保育時間が予定よりも長くなった場合の子どもへの対応についても確認します。</p> <p>○本評価基準に言う「在園時間が長い」とは「延長保育事業」に限らず、通常の保育が長時間にわたることも含みます。</p> <p>A⑪ A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p> <p>b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。</p> <p>c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりを配慮がしていない。</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○保育所での生活や遊びの中で積み重ねられてきた子どもの様々な育ちが、小学校以降の生活や学びへと</p>	<p>日の食事の時間や量・内容などを保護者と情報交換し、献立について配慮することも必要です。</p> <p>○保育士間で一人ひとりの子どもの状況について共通理解を図るとともに、引継ぎの際には、保育士間での正確な情報の伝達により、子どもや保護者が不安を抱くことがないような取組が必要です。</p> <p>○長時間にわたる保育においては、家庭との緊密な連携により、子どもの生活の様子や育ちの姿を伝え合い、子どもの思いや1日の全体像について理解を共有するなどの取組も大切です。また、保護者の心身の状況にも配慮する必要があります。</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○指導計画等に長時間保育についての位置づけがされていることを確認するとともに、保育時間の長い子どもに配慮した環境の整備や保育内容・方法、保育士間の引継ぎ、保護者との連携がどのように実施されているか等について確認します。</p> <p>○保護者の仕事上の都合等で、保育時間が予定よりも長くなった場合の子どもへの対応についても確認します。</p> <p>○本評価基準に言う「長時間にわたる保育」とは「延長保育事業」に限らず、通常の保育が長時間にわたることも含みます。</p> <p>A⑪ A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p> <p>b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。</p> <p>c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮がしていない。</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○保育所での生活や遊びの中で積み重ねられてきた子どもの様々な育ちが、小学校以降の生活や学びへと</p>

改正後	現行
<p>つながっていくよう保育内容の工夫を図ることが大切です。</p> <p>○保育内容は、学びに向かう際に基礎となる自尊感情を育むこと、友だちと一緒に学ぶための社会性を培うこと、知る楽しみや好奇心を大切にすることなどが基本です。活動の中で文字や数等を扱う場合でも、生活と遊びを通して、自然に子どもたち<u>に</u>認識されるよう配慮することが必要です。</p> <p>○保育所の子どもが、小学校を訪問したり、小学生との交流<u>を</u>する機会等を設けて、子どもが小学校の生活に対する見通しを持てるようにすることも重要です。</p> <p>○保育士等が小学校教員等と合同で研修したり、行政及び他の専門職も含めた地域の連絡会を設けたりするなど、連携を図ることも重要です。</p> <p>○保護者の就学への不安を取り除き、期待と見通しが持てるような取組も必要です。</p> <p>○保育所から就学先の小学校に、子どもの育ちを支える資料「保育所児童保育要録」を送付することになっています。保育要録は、保育所での子どもの育ち・発達の状況を的確に記録するとともに、子どもの良さや全体像が伝わるように工夫する必要があります。また、保護者の思いを踏まえて記載する必要があります。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>A-1-(3) 健康管理</p> <p>A⑫ A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。 (略)</p> <p>A⑬ A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/>健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。</p> <p><input type="checkbox"/>健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。</p> <p><input type="checkbox"/>家庭での生活に生かされ、<u>保育に有効に反映されるよう</u>、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>つながっていくよう保育内容の工夫を図ることが大切です。</p> <p>○保育内容は、学びに向かう際に基礎となる自尊感情を育むこと、友だちと一緒に学ぶための社会性を培うこと、知る楽しみや好奇心を大切にすることなどが基本です。活動の中で文字や数等を扱う場合でも、生活と遊びを通して、自然に子どもたち認識されるよう配慮することが必要です。</p> <p>○保育所の子どもが、小学校を訪問したり、小学生との交流する機会等を設けて、子どもが小学校の生活に対する見通しを持てるようにすることも重要です。</p> <p>○保育士等が小学校教員等と合同で研修したり、行政及び他の専門職も含めた地域の連絡会を設けたりするなど、連携を図ることも重要です。</p> <p>○保護者の就学への不安を取り除き、期待と見通しが持てるような取組も必要です。</p> <p>○保育所から就学先の小学校に、子どもの育ちを支える資料「保育所児童保育要録」を送付することになっています。保育要録は、保育所での子どもの育ち・発達の状況を的確に記録するとともに、子どもの良さや全体像が伝わるように工夫する必要があります。また、保護者の思いを踏まえて記載する必要があります。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>A-1-(3) 健康管理</p> <p>A⑫ A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。 (略)</p> <p>A⑬ A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/>健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。</p> <p><input type="checkbox"/>健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。</p> <p><input type="checkbox"/>家庭での生活に生かされ、<u>るよう</u>保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>

改正後	現行
<p>(1) 目的 ○本評価基準では、健康診断・歯科健診の結果について職員へ周知し保育所における保育に反映させる取組、および保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に生かせるよう保護者への連絡を行っているかについて評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>A(14) A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。 (略)</p> <p>A-1-(4) 食事</p> <p>A(15) A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 (略)</p> <p>A(16) A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○食事は、子どもの身体的成長の基本であり、一人ひとりの子どもの発達状況や家庭での生活状況、健康状態等を把握し、おいしく安心して食べることのできる食事を提供することが必要です。 ○保育所での食事の提供は、食育に位置づけられていることから、食事の提供を含む食育の計画を作成する必要があります。 ○子どもの嗜好、喫食状況などを把握し、メニューや調理方法などを工夫し、子どもにとっておいしく魅力のある食事となるよう評価・改善を行うことが必要です。</p>	<p>(1) 目的 ○本評価基準では、健康診断・歯科健診の結果について職員へ周知し保育所における保育に反映させる取組、および保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に生かせるよう保護者への連絡を行っているかについて評価します</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>A(14) A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。 (略)</p> <p>A-1-(4) 食事</p> <p>A(15) A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 (略)</p> <p>A(16) A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○食事は、子どもの身体的成長の基本であり、一人ひとりの子どもの発達状況や家庭での生活状況、健康状態等を把握し、おいしく安心して食べることのできる食事を提供することが必要です。 ○保育所での食事の提供は、食育に位置づけられていることから、食事の提供を含む食育の計画を策定する必要があります。 ○子どもの嗜好、喫食状況などを把握し、メニューや調理方法などを工夫し、子どもにとっておいしく魅力のある食事となるよう評価・改善を行うことが必要です。</p>

改正後	現行
<p>○旬の物や季節感のある食材を使ったり、行事食を提供するなど、季節感のある献立となるよう工夫することが大切です。</p> <p>○地域の様々な食文化等に関心をもつことができるよう、食事内容や行事等の内容に配慮することが必要です。</p> <p>○調理員・栄養士等の献立の作成や調理に直接携わる職員が、子どもの食事の様子を見たり、一緒に食事をしたり、子どもたちの話を聞いたりして、食事の進み具合や食べ方、表情や感想、食事の雰囲気等を確認することは、提供する食事の評価・改善を行ううえで大切な取組です。</p> <p>○子どもが安心して安全に食べることのできる食事を提供するために、保育所内の衛生管理の体制を整備することは最低限の義務であり、保育の質の向上を図るうえで積極的に取り組むことが必要です。</p> <p>○衛生管理の体制確立は、施設長が明確な目的意識のもとにリーダーシップを発揮し、組織的、継続的に取り組むことが必要です。</p> <p>○衛生管理を目的としたマニュアル等を整備し、組織内の体制を確立し実行していくことは、職員全体で意識を向上させていくうえでも大切なことです。</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○子どもがおいしく安心して食べる食事を提供するための献立の作成や調理の工夫等について具体的取組を確認します。</p> <p>○評価にあたっては、訪問調査時に子どもたちの食事の様子を観察することも有効です。</p> <p>○衛生管理のマニュアルは、保育所の状況に応じて保育所独自に作成することが望ましいものですが、自治体が作成したもの、またはそれに準じたものを活用していることも保育所の取組として評価します。</p> <p><u>○食物アレルギーや慢性疾患等のある子どもへの対応については、「A⑭ A-1-(3)-③」で評価します。</u></p> <p>A-2 子育て支援</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A-2-(1) 家庭との緊密な連携</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A⑰ A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">評価の着眼点</p>	<p>○旬の物や季節感のある食材を使ったり、行事食を提供するなど、季節感のある献立となるよう工夫することが大切です。</p> <p>○地域の様々な食文化等に関心をもつことができるよう、食事内容や行事等の内容に配慮することが必要です。</p> <p>○調理員・栄養士等の献立の作成や調理に直接携わる職員が、子どもの食事の様子を見たり、一緒に食事をしたり、子どもたちの話を聞いたりして、食事の進み具合や食べ方、表情や感想、食事の雰囲気等を確認することは、提供する食事の評価・改善を行ううえで大切な取組です。</p> <p>○子どもが安心して安全に食べることのできる食事を提供するために、保育所内の衛生管理の体制を整備することは最低限の義務であり、保育の質の向上を図るうえで積極的に取り組むことが必要です。</p> <p>○衛生管理の体制確立は、施設長が明確な目的意識のもとにリーダーシップを発揮し、組織的、継続的に取り組むことが必要です。</p> <p>○衛生管理を目的としたマニュアル等を整備し、組織内の体制を確立し実行していくことは、職員全体で意識を向上させていくうえでも大切なことです。</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○子どもがおいしく安心して食べる食事を提供するための献立の作成や調理の工夫等について具体的取組を確認します。</p> <p>○評価にあたっては、訪問調査時に子どもたちの食事の様子を観察することも有効です。</p> <p>○衛生管理のマニュアルは、保育所の状況に応じて保育所独自に作成することが望ましいものですが、自治体が作成したもの、またはそれに準じたものを活用していることも保育所の取組として評価します。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>A-2 子育て支援</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A-2-(1) 家庭との緊密な連携</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A⑰ A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">評価の着眼点</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○日常的な情報交換の状況、子どもの発達や保育の意図などについて保護者と相互理解を図るための取組について確認します。</p> <p>○保護者会や保護者懇談会、保育参加等、保護者と直接関わる機会を用意しているかを確認します。</p> <p>○子どもや保護者の状況や意向を踏まえた指導計画の作成については、「42Ⅲ-2-(2)-①」で評価します。</p> <p>A-2-(2) 保護者等の支援</p> <p>A⑱ A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○保育所における保護者支援の組織的な取組、相談対応の体制や状況等について確認します。</p> <p>○保護者にとって、子育て支援に有効な機関等の情報提供の方法について確認します。</p> <p>○保護者や子どもの現状や相談内容と支援の状況を記録しているか、また、どのように職員間で共有して</p>	<p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○日常的な情報交換の状況、子どもの発達や保育の意図などについて保護者と相互理解を図るための取組について確認します。</p> <p>○保護者会や保護者懇談会、保育参加等、保護者と直接関わる機会を用意しているかを確認します。</p> <p>○子どもや保護者の状況や意向を踏まえた指導計画の策定については、「42Ⅲ-2-(2)-①」で評価します。</p> <p>A-2-(2) 保護者等の支援</p> <p>A⑱ A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○保育所における保護者支援の組織的な取組、相談対応の体制や状況等について確認します。</p> <p>○保護者にとって、子育て支援に有効な機関等の情報提供の方法について確認します。</p> <p>○保護者や子どもの現状や相談内容と支援の状況を記録しているか、また、どのように職員間で共有して</p>

改正後	現行
<p>いるかを確認します。</p> <p><u>○なお、本評価基準では、保育所を利用する保護者への支援について評価します。保育所を利用していない地域の子育て家庭への支援については、「26Ⅱ-4-(3)-①」「27Ⅱ-4-(3)-②」で評価します。</u></p> <p>A⑱ A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 ○本評価基準では、<u>在園児に限らず</u>、家庭での虐待等権利侵害を受けていると疑われる子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防のための取組について評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○児童虐待防止法第5条では、「学校、児童福祉施設、病院、<u>都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センター</u>その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、<u>歯科医師</u>、保健師、<u>助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員</u>その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と規定されています。 また、「児童虐待の予防」「児童虐待の防止」「児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援」に関する国及び地方公共団体の施策への協力への努力義務が規定されています。 さらに、「児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発」への努力義務が規定されています。</p> <p>○保育所は、子どもの心身の状態や家庭での生活、養育の状態等を把握できる機会があるだけでなく、保護者の状況なども把握することが可能です。保護者からの相談を受けたり、支援を行うことにより、虐待発生に予防的に取り組むことができます。</p> <p>○保育所では、保護者が何らかの困難を抱え、そのために子どもへの虐待等権利侵害となる恐れがあると思われる場合には、常に予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしていくことが必要です。</p> <p>○日頃から、虐待等権利侵害となる兆候を見逃さないように保護者や子どもの様子に細心の注意を払うことが必要であり、職員にもそのための意識を涵養することが重要です。</p> <p>○家庭での虐待等権利侵害が疑われるような場合には、情報が施設長に必ず届くような体制を整えておく</p>	<p>いるかを確認します。</p> <p>(新設)</p> <p>A⑱ A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 ○本評価基準では、家庭での虐待等権利侵害を受けていると疑われる子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防のための取組について評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○児童虐待防止法第5条では、「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と規定されています。 また、「児童虐待の予防」「児童虐待の防止」「児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援」に関する国及び地方公共団体の施策への協力への努力義務が規定されています。 さらに、「児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発」への努力義務が規定されています。</p> <p>○保育所は、子どもの心身の状態や家庭での生活、養育の状態等を把握できる機会があるだけでなく、保護者の状況なども把握することが可能です。保護者からの相談を受けたり、支援を行うことにより、虐待発生に予防的に取り組むことができます。</p> <p>○保育所では、保護者が何らかの困難を抱え、そのために子どもへの虐待等権利侵害となる恐れがあると思われる場合には、常に予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしていくことが必要です。</p> <p>○日頃から、虐待等権利侵害となる兆候を見逃さないように保護者や子どもの様子に細心の注意を払うことが必要であり、職員にもそのための意識を涵養することが重要です。</p> <p>○家庭での虐待等権利侵害が疑われるような場合には、情報が施設長に必ず届くような体制を整えておく</p>

改正後	現行
<p>ことが求められます。例えば、マニュアルの整備とマニュアルに基づく職員研修の実施等があげられます。また、施設長は速やかに児童相談所等の関係機関につなげていくことができるよう、連携体制を整えておく必要があります。</p> <p>○保育所による対応だけでは不十分であったり、限界があると判断される場合には、児童相談所等の関係機関との連携がより強く求められます。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>A-3 保育の質の向上</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A⑳ A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">評価の着眼点 (略)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通してその専門性の向上や保育実践の改善に努めなければなりません。</p> <p>○本評価基準における自己評価は、保育士等の保育実践の振り返りであり、第三者評価受審にあたり第三者評価基準を用いて実施する自己評価とは異なります。</p> <p>○保育所の自己評価は、個々の保育士等が行うものと保育所全体で行うものの2つに大別できます。</p> <p>○保育士等の自己評価は、自らの保育実践と子どもの育ちを振り返り、次の保育に向けて改善を図り、保育の質の向上を図ることが目的であり、保育実践の改善のために行うものです。振り返りの視点として「子どもの育ちを捉える視点」と「自らの保育を捉える視点」があります。</p> <p>○保育士等は子どもと生活を共にする中で、一人ひとり子どもの育ちをしっかりと捉えることができる専</p>	<p>ことが求められます。例えば、マニュアルの整備とマニュアルに基づく職員研修の実施等があげられます。また、施設長は速やかに児童相談所等の関係機関につなげていくことができるよう、連携体制を整えておく必要があります。</p> <p>○保育所による対応だけでは不十分であったり、限界があると判断される場合には、児童相談所等の関係機関との連携がより強く求められます。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>A-3 保育の質の向上</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A⑳ A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">評価の着眼点 (略)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通してその専門性の向上や保育実践の改善に努めなければなりません。</p> <p>○本評価基準における自己評価は、保育士等の保育実践の振り返りであり、第三者評価受審にあたり第三者評価基準を用いて実施する自己評価とは異なります。</p> <p>○保育所の自己評価は、個々の保育士等が行うものと保育所全体で行うものの2つに大別できます。</p> <p>○保育士等の自己評価は、自らの保育実践と子どもの育ちを振り返り、次の保育に向けて改善を図り、保育の質の向上をさせることが目的であり、保育実践の改善のために行うものです。振り返りの視点として「子どもの育ちを捉える視点」と「自らの保育を捉える視点」があります。</p> <p>○保育士等は子どもと生活を共にする中で、一人ひとり子どもの育ちをしっかりと捉えることができる専</p>

改正後	現行
<p>門性が何よりも大切です。保育実践の振り返りは、指導計画のねらいと内容、環境構成、保育士等の援助などが適切であったかなど、保育の過程の全体を振り返ることによって行います。</p> <p>○保育士等の保育実践の振り返り（自己評価）は、保育士等が個別に行うだけでなく、職員相互の話し合い等を通じて行い、一人では気づけなかった保育のよさや課題の確認につなげます。こうした学び合いや協働の基盤を作ることも大切です。</p> <p>○保育士等が行う保育実践の振り返り（自己評価）を保育所全体の自己評価につなげ、組織的・継続的に保育の質の向上に向けた取組を行う必要があります。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>門性が何よりも大切です。保育実践の振り返りは、指導計画のねらいと内容、環境構成、保育士等の援助などが適切であったかなど、保育の過程の全体を振り返ることによって行います。</p> <p>○保育士等の保育実践の振り返り（自己評価）は、保育士等が個別に行うだけでなく、職員相互の話し合い等を通じて行い、一人では気づけなかった保育のよさや課題の確認につなげます。こうした学び合いや協働の基盤を作ることも大切です。</p> <p>○保育士等が行う保育実践の振り返り（自己評価）を保育所全体の自己評価につなげ、組織的・継続的に保育の質の向上に向けた取組を行う必要があります。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>